指導要綱 各項目の 所管一覧

	各課共通	第１条、第２条、第５条、第６条、 第２４条～第２７条
1	まちづくり推進課	第３条、第４条、第７条～第９条、 第１５条
2	総務課	第１７条、第２２条
3	総合政策課	第１８条、第１９条
4	まちマネジメント課	第１１条、第１２条、第１３条、 第１６条、第２０条、第２２条
5	住民保険課	第１０条、第２３条
6	教育総務課	第２２条
7	社会教育課	第２１条
8	磯城郡水道企業団	第１４条
9	天理警察署（田原本警察庁舎）	第２２条

※事前協議書提出部数　正１部　＋　副９部（各所管分）